

四半期レビュー基準の 期中レビュー基準への改訂等

金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長

齊藤貴文

金融庁企画市場局企業開示課課長補佐

小作恵右

金融庁企画市場局企業開示課専門官

伊藤洋平

金融庁企画市場局企業開示課係長

尾崎祐二

金融庁企画市場局企業開示課

齋藤 舜

はじめに

令和5（2023）年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）が成立した。

これにより、令和6（2024）年4月1日より、金融商品取引法上の四半期報告書制度が廃止され、四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されるとともに、第2四半期については、四半期報告書に代えて半期報告書の提出が求められることとなる。

改正法の施行に伴い、令和6（2024）年3月27日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第29号。以下「整備府令」という。）等が公布されたほか、企業会計審議会は「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書及び監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（以下「意見書」という。）の公表

を行い、四半期レビュー基準を期中レビュー基準に改訂するとともに、監査に関する品質管理基準の改訂（以下「改訂品質管理基準」という。）を行った。

本稿は、これらの改訂等の経緯及び内容について解説を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解である。

なお、以下では、改正前の金融商品取引法を「旧法」、改正後の金融商品取引法を「新法」、整備府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令を「新開示府令」、改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則を「新財務諸表等規則」、改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を「新連結財務諸表規則」、改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令を「新監査証明府令」という。

一 監査人によるレビューの基準

1 背景・経緯

金融商品取引法に基づく四半期報告書制度については、金融審議会「ディスクロージャー